

[事案 2023-276] 転換契約無効請求

・令和 6 年 6 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 12 月に契約した終身保険（転換前契約）の一部を、令和元年 5 月に認知症保険に転換したが、募集時に、転換前契約の死亡保険金が 500 万円から 300 万円になることを説明されなかったことから、一部転換を無効にしてほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、一部転換に際して、申立人に対し、設計書等により終身の死亡保障が300万円になること等を含めて、一部転換の内容を説明している。
- (2)認知症保険の申込みの場合には、原則として家族が同席してもらう必要があり、本件では申立人の息子が同席していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、一部転換に関する経緯等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。